# 保険料について知ろう

# 後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 ■229-3285 229-5001

三重県後期高齢者医療広域連合 ■221-6883 ■221-6881

# ・・・ 対象になる人

75歳以上の人

ー定の障がいがある 65歳以上75歳未満 の人

#### 75歳の誕生日 当日から資格取得

※自動的に加入となり、 手続きは必要ありません

(他県からの転入時や生活保護を) 受けなくなった時を除く 申請して認定を 受けた日から資格取得

※申請するかしないかは 選択できます

## 8月から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度では、保険証が一人に一枚交付されます。7月中に、三重県後期高



齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。現在使っている若草色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

# • 保険料の納め方•

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の 2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。

#### 受給している年金額が

年額18万円以上

年額18万円未満



介護保険料と後期高齢者医療保険料の1 回あたりの保険料の合計額が、1回あた りの年金受給額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金保険者・ 年金種別による優先順位の高い一種類の年金から天 引きの可否を判断します。

はい

いいえ

#### 特別徴収

年金受給月(偶数月) に年金から直接保険 料が差し引かれます

#### 普通徴収

送付される納付書または口 座振替による納付になります 納期…7月から翌年3月の毎 月末日(12月は25日)

#### 本年度保険料

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
*			7月に確定する年間保険料		

前年度2月に特別徴収した 額と同額を徴収します

7月に確定する年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します

#### 年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月から今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人などは、7月から9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

#### 納付方法を特別徴収(年金天引き)から 口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に□座振替依頼書を提出し、その後、市役所に納付方法変更申出書を出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月26日 (水)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

**必要なもの** 納付方法変更申出書、印鑑、後期 高齢者医療被保険者証、津市市税等□座振替 依頼書の依頼者保管用の写し

### 社会保険料控除について

普通徴収の場合は、支払った人に適用されます。これにより世帯全体で所得税や住民税が減額になる場合があります。

特別徴収の場合は、本人に適用されます。